

## 議案第76号

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

清水町長 阿部 一 男

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する  
条例の一部を改正する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例  
(平成4年清水町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号ウ中「同法第67条第1項第2号」の次に「及び第3号」  
を、「掲げる者」の次に「並びに」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。